

人権問題に関する市民意識調査について

1 目的

啓発事業等の人権施策の一層効果的な推進を図るとともに、今後本市が取り組むべき人権行政のあり方を検討する上での基礎資料を得るため、人権問題についての市民意識調査を実施する。

調査は、平成14年度から5年毎に実施しており、今回は平成29年度に調査を実施。今回は令和4年度に実施予定である。

2 前回調査の概要

○調査期間

平成29年12月7日～12月25日

○調査対象者

福岡市内に居住する満18歳以上の市民 3,000人
(住民基本台帳から無作為抽出)

○調査方法

郵送法（郵便による調査票配布・回収）

○回収率

38.2%

○調査項目

調査票（資料2-1）のとおり

3 調査結果の主な内容（詳細は、資料2-2のとおり）

- ・「人権が尊重されている社会だと思うか」を問う設問に、「尊重されていると思う」と回答した人の割合は51.2%。平成24年度の調査からは9.1ポイント減少している。
- ・尊重されていないと思う人権問題について、「働く人の人権」「インターネットによる人権侵害」「障がい者の人権」が5割を超える高い割合を示した。また、関心を寄せる人権問題についても、「働く人に関する人権」が最も高い割合を示した。

4 次回調査について（案）

- ・経年変化を把握する必要のある調査項目については、前回調査（平成29年度）との比較を行う。
- ・「働く人の人権」「新型コロナウイルス感染症に関する人権問題」など、新たな人権問題に対応した設問項目の追加及び内容の修正を行う。
- ・それぞれの人権問題ごとの設問項目について、必要に応じて関係部局等に内容確認を行う。